



栃木県公報

令和2（2020）年
3月27日（金）
第91号

目次

告示

- 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の一部改正…………… 269
- 県道路線の廃止…………… 270
- 県道路線の変更…………… 270
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定…………… 270
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定…………… 271
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止…………… 271
- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 272
- 令和2（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格…………… 272
- 令和2（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格…………… 275
- 道路の区域の決定…………… 276
- 道路の区域の変更…………… 276
- 道路の供用開始…………… 277
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… 278
- 都市計画事業計画の変更認可…………… 278
- 同…………… 279
- 同…………… 279

公告

- 令和2（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等…………… 280
- 令和2（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の
受付期間等…………… 282
- 都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 284
- 同…………… 284

調達等公告

- 技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）…………… 284
- 入札公告（特定調達公告）…………… 286
- 落札者等の公示…………… 288
- 同…………… 288
- 同…………… 289

告示

栃木県告示第百七十七号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準（平成二十四年栃木県告示第七十一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表

壬生町	獨協医科大学・獨協医科大学附属病院、壬生町立壬生中学校、壬生町立南犬飼中学校、壬生町立壬生北小学校、壬生町立羽生田小学校、壬生町立稲葉小学校、たちばな幼稚園、やすづか幼稚園、おもちゃのまち幼稚園、障害者支援施設せせらぎ、特別養護老人ホームしもつけ荘及び介護老人保健施設みなど荘のそれぞれ周囲百メートル以内の区域
略	

別表

壬生町	獨協医科大学・獨協医科大学附属病院、壬生町立壬生中学校、壬生町立南犬飼中学校、壬生町立壬生北小学校、壬生町立羽生田小学校、壬生町立稲葉小学校、たちばな幼稚園、やすづか幼稚園、おもちゃのまち幼稚園、壬生町立いなば保育園、障害者支援施設せせらぎ、特別養護老人ホームしもつけ荘及び介護老人保健施設みなど荘のそれぞれ周囲百メートル以内の区域
略	

(環境保全課)

栃木県告示第百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起点	重要な経過地	備考
		終点		
二五四	静藤岡線	栃木市岩舟町静		
		栃木市藤岡町甲		

栃木県告示第百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第二項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	別新旧	路線名	起点	重要な経過地	備考
			終点		
二八二	旧	中岩舟線	佐野市中町		
	栃木市岩舟町新里				
	新	中藤岡線	佐野市中町		
	栃木市藤岡町都賀				

(道路保全課)

栃木県告示第180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0960690048	株式会社黒たまごジャパン 代表取締役 杭田 岳彦	アウル訪問看護ステーション	日光市並木町6センチュリー21 203号	令和2 (2020)年 3月1日	訪問看護
0960890119	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ小山	小山市城北五丁目2番21号メゾングリーンモールII C	令和2 (2020)年 3月1日	訪問看護
0970900858	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ真岡	真岡市並木町三丁目28-3南晒屋コーポ206号室	令和2 (2020)年 3月1日	訪問看護
0970203535	株式会社ワールドプラス 代表取締役 新美 賢	デイサービスセンターアルヴェアール	足利市福居町543番地2	令和2 (2020)年 3月1日	通所介護
0972701114	医療法人大香会 理事長 仲島 大輔	リハビリ特化型デイサービスG i シェル&シティ	芳賀郡市貝町赤羽1712-1	令和2 (2020)年 3月1日	通所介護
0972301584	株式会社日立福祉事業 代表取締役 中川 博登	リハビリ特化型デイサービスあいケアステーションワザリハ	下都賀郡壬生町中央町11番地24	令和2 (2020)年 3月1日	通所介護

栃木県告示第181号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0960690048	株式会社黒たまごジャパン 代表取締役 杭田 岳彦	アウル訪問看護ステーション	日光市並木町6センチュリー21 203号	令和2 (2020)年 3月1日	介護予防 訪問看護
0960890119	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ小山	小山市城北五丁目2番21号メゾングリーンモールII C	令和2 (2020)年 3月1日	介護予防 訪問看護
0970900858	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ真岡	真岡市並木町三丁目28-3南晒屋コーポ206号室	令和2 (2020)年 3月1日	介護予防 訪問看護

(高齢対策課)

栃木県告示第182号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950600114	じゃんぷ日光	日光市森友1585-31	株式会社JSD	東京都中央区銀座4-10-1銀座AZAビル5階	令和 2 (2020) 年 2 月 29 日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第183号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営上石那田地区土地改良（区画整理）事業	令和 2 (2020) 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで	令和 2 (2020) 年 5 月 11 日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和 2 (2020) 年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第 4 条の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税(地方消費税を含む。)に未納がある者
- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)第1の第1号の2に規定する審査基準日(以下「審査基準日」という。)が令和2(2020)年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査(告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。)を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (7) 令和2(2020)年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

- (1) 平成27(2015)年10月1日から平成30(2018)年9月30日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事実績
- (2) 栃木県優良建設工事表彰要綱(平成15(2003)年3月26日付け監第287号土木部長通知)に基づく平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21(2009)年3月26日付け監第299号県土整備部長通知)に基づく平成28(2016)年10月1日から平成30(2018)年9月30日までの2年間における指名停止及び指名停止に至らない事由に関する措置の状況
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者の雇用に関する状況
- (5) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者の雇用実績及び管轄保護観察所における協力雇用主登録の有無
- (6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
- (8) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定の有無
- (9) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- (10) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項に規定する消防団への従業員の加入・活動状況
- (11) 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの加入の有無

6 その他

- (1) 平成31(2019)年度及び平成32(2020)年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成30年栃木県告示第565号)又は平成31(2019)年度及び平成32(2020)年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成31年栃木県告示第119号)に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表

1 土木一式工事

等級	請負対象額	
SA	5,000万円以上	
A	3,000万円以上	1億円未満
B	1,000万円以上	3,000万円未満
C	1,000万円未満	

2 建築一式工事

等級	請負対象額	
SA	5,000万円以上	
A	3,000万円以上	2億円未満
B	1,000万円以上	3,000万円未満
C	1,000万円未満	

3 電気工事、管工事及び解体工事

等級	請負対象額	
A	2,000万円以上	
B	500万円以上	2,000万円未満
C	500万円未満	

4 ほ装工事

等級	請負対象額	
A	1,500万円以上	
B	500万円以上	1,500万円未満
C	500万円未満	

5 造園工事

等級	請負対象額	
A	1,000万円以上	
B	1,000万円未満	

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額	

A	500万円以上
B	500万円未満

栃木県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和2（2020）年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

令和2（2020）年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 測量業務
一般測量、地図の調製、航空測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
意匠、構造、電気、機械
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、その他の土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等
- (6) その他の業務
河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務、その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 令和2（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 その他

平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第566号）又は平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成31年栃木県告示第120号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

（監理課）

栃木県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月27日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 中藤岡線

道路の区域

整理番号	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
282	佐野市中町345-1 から 栃木市藤岡町都賀390-1 まで	7.5 ~ 49.9	16129.7

栃木県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月27日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木粕尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
32	前A	栃木市尻内町190-1 から 栃木市星野町34-3 まで	4.7 ~ 20.6	6190.0	
	前B	栃木市尻内町190-1 から 栃木市星野町34-3 まで	12.2 ~ 34.5	5808.9	
	後	栃木市尻内町190-1 から 栃木市星野町34-3 まで	12.2 ~ 34.5	5808.9	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
37	前A	栃木市大町1380-4 から 栃木市都賀町木1286-1 まで	6.4 ~ 32.4	5081.0	
	前B	栃木市大町1380-4 から 栃木市都賀町木1288-2 まで	16.0 ~ 26.6	5474.6	
	後	栃木市大町1380-4 から 栃木市都賀町木1288-2 まで	16.0 ~ 26.6	5474.6	

Ⅲ

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 藤原宇都宮線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-2から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-3まで	9.7～27.9	487.0	
	後	塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-2から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-3まで	11.7～35.1	487.0	

Ⅳ

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 上久我栃木線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
81	前	栃木市川原田町1573から 栃木市川原田町1577-1まで	5.0～5.0	17.4	
	後	栃木市川原田町1573から 栃木市大町1380-7まで	5.0～32.4	1860.1	

Ⅴ

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 仙波鍋山線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
202	前A	栃木市鍋山町258-6から 栃木市鍋山町142-2まで	7.4～9.5	450.0	
	前B	栃木市鍋山町261-1から 栃木市鍋山町2953-1まで	12.2～22.0	645.9	
	後	栃木市鍋山町261-1から 栃木市鍋山町2953-1まで	12.2～22.0	645.9	

栃木県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年3月27日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市石那田町字大橋場625-3から 宇都宮市石那田町字仲内通り439-3まで	令和2(2020)年 3月27日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-2から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160-3まで	令和2(2020)年 3月27日

栃木県告示第189号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	119号	日光市下鉢石町936番1から 日光市御幸町591番1までの上り線
		日光市下鉢石町819番2から 日光市御幸町592番7までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和33年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33(1958)年3月31日～令和4(2022)年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29

年栃木県告示第159号及び平成30年栃木県告示第168号の事業地から変更なしとする。

(2) 使用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29年栃木県告示第159号及び平成30年栃木県告示第168号の事業地の使用の部分に駒生町の一部を加える。

栃木県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和52年栃木県告示第206号那須都市計画下水道事業那須町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

那須町

2 都市計画事業の種類及び名称

那須都市計画下水道事業那須町公共下水道

3 事業施行期間

昭和52(1977)年3月25日～令和7(2025)年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年栃木県告示第206号、昭和60年栃木県告示第265号、平成4年栃木県告示第6号、平成9年栃木県告示第157号、平成13年栃木県告示第180号、平成19年栃木県告示第629号、平成20年栃木県告示第641号、平成26年栃木県告示第123号及び平成27年栃木県告示第516号の事業地から大字高久丙字海道上の一部及び大字富岡字川場田の一部を除きすべて削る。

(2) 使用の部分

昭和52年栃木県告示第206号、昭和60年栃木県告示第265号、平成4年栃木県告示第6号、平成9年栃木県告示第157号、平成13年栃木県告示第180号、平成19年栃木県告示第629号、平成20年栃木県告示第641号、平成26年栃木県告示第123号及び平成27年栃木県告示第516号の収用の部分とした事業地から大字高久丙字海道上の一部及び大字富岡字川場田の一部を除きすべてを使用の部分とし、大字湯本字新林及び大字寺子乙字上ノ原において事業地を加える。

栃木県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和54年栃木県告示第853号大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
大田原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54 (1979) 年 9 月 14 日～令和 8 (2026) 年 3 月 31 日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和54年栃木県告示第853号、昭和57年栃木県告示第497号、昭和61年栃木県告示第290号、昭和61年栃木県告示第660号、昭和62年栃木県告示第296号、平成 5 年栃木県告示第204号、平成 9 年栃木県告示第90号、平成11年栃木県告示第104号、平成17年栃木県告示第281号、平成23年栃木県告示第206号及び平成27年栃木県告示第91号の事業地のすべてを削る。
 - (2) 使用の部分
昭和54年栃木県告示第853号、昭和57年栃木県告示第497号、昭和61年栃木県告示第290号、昭和61年栃木県告示第660号、昭和62年栃木県告示第296号、平成 5 年栃木県告示第204号、平成 9 年栃木県告示第90号、平成11年栃木県告示第104号、平成17年栃木県告示第281号、平成23年栃木県告示第206号及び平成27年栃木県告示第91号の事業地のすべてを使用の部分とする。

(都市整備課)

公 告

○令和 2 (2020) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和 2 (2020) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格 (令和 2 年栃木県告示第184号。以下「告示」という。) 1 の県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第12号) 第150条第 2 項 (同規則第159条において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり公告する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 受付期間
令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から随時受付を行う。
- 2 申請方法
 - (1) 電子申請
競争入札参加資格の審査を申請しようとする者 (以下「申請者」という。) は、電子情報処理組織 (県の機関の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行う申請 (以下「電子申請」という。) によること。
 - (2) 提出書類及び提出先
申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当 (〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 電話 028-623-2390) に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要せず、また、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること (告示 3 の(5)の届出をしていることをいう。以下同じ。) 又はそれらに加入する義務がないこと (告示 3 の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。) を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。
なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類 在中」と明記すること。

- ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）
- また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）
- イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し
- ウ 告示3の(6)の審査基準日が令和2(2020)年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し
- エ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(4)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し
- また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類
- オ 申請者が更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するときは、雇用実績を証する書類
- また、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている者であるときは、登録していることを証する書類
- カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条及び第2条関係）の控えの写し
- また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し
- キ 申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第1条及び第5条関係）の控えの写し
- また、申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第11条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し
- ク 申請者が青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第17条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合事業主認定通知書の写し
- ケ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し
- コ 申請者が従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防

団に加入・活動している者であるときは、従業員の雇用及び消防団の加入等を証する書類、又は栃木県消防団協力事業所表示制度に基づき交付した表示証の写し

サ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員であるときは、当該会員であることを証する書類

シ 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（同規則様式第11号）の写し

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 令和2(2020)年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 令和2(2020)年8月1日から令和3(2021)年3月31日まで

イ 令和2(2020)年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 令和2(2020)年11月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から令和3(2021)年3月31日まで

5 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 電話 028-623-2390）

○令和2(2020)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和2(2020)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和2年栃木県告示第185号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

令和2(2020)年4月1日から随時受付を行う。

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 電話 028-623-2390)に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

ウ 申請者が法人であるときは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書

エ 申請者が法人であるときは、申請をする日の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

[注] 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、ア及びイに掲げる書類、ウ及びエに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 令和2(2020)年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 令和2(2020)年8月1日から令和3(2021)年3月31日まで

イ 令和2(2020)年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 令和2(2020)年11月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から令和3(2021)年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当 (〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 電話 028-623-2390)

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2(2020)年3月16日に変更した、足利佐野都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2(2020)年3月17日に変更した、小山栃木都市計画ごみ焼却場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県ホームページ新システム賃貸借及び保守管理業務

(2) 業務内容

ホームページの構想及び企画の策定、コンテンツ管理システムの設計、既存コンテンツの移行作業及び改善作業並びにこれらの業務を終えたシステムの賃貸借及び保守管理、マニュアル等の作成並びに職員研修の実施

(3) 履行期間(期限)

ア 賃貸借物件納入期限 令和3(2021)年1月31日

イ 賃貸借期間 令和3(2021)年2月1日から令和8(2026)年1月31日まで

ウ 保守管理期間 令和3(2021)年2月1日から令和8(2026)年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 提案上限額

ア 賃貸借 年額6,972,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 保守管理 年額1,734,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ウ 令和2(2020)年3月27日から同年5月7日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(2) 技術提案書の特定のための評価基準

- ア 栃木県サイト設計コンセプト
- イ システム構築計画及び体制
- ウ コンテンツ管理システム(CMS)の機能
- エ 保守管理体制
- オ 業務に係る費用
- カ 技術提案書に係るプレゼンテーション

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県民生活部広報課広報担当
電話 028-623-2191 FAX 028-623-2160 電子メール webmaster@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和2(2020)年3月27日から同年4月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和2(2020)年4月22日午後5時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

(3)により参加表明書を提出した者は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和2(2020)年5月7日午後5時必着

4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 技術提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。
- (4) 詳細は、説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Lease and maintenance of the Tochigi Prefectural Content Management System
- (2) Time period to submit forms express interest:

5:00 p.m., April 22, 2020

(3) Time period to submit proposal documents:

5:00 p.m., May 7, 2020

(4) Information and documents are available at:

Public Relations Section

Public Relations Division

Department of Public Safety and Community Affairs

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2191

(広報課)

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 栃木県警察通信指令システム 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和 3 (2021) 年 3 月 1 日から令和 10 (2028) 年 2 月 29 日まで

なお、この契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部外

(5) 本借入は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札である。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、大分類 N 通信、情報処理 2 情報関連サービス又は大分類 P その他のサービス 2 リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和 2 (2020) 年 6 月 4 日から同月 5 日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話 028-621-0110 (内線 2246)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日から同年 5 月 7 日までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) (1) の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和 2 (2020) 年 6 月 4 日午後 5 時までに (1) の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は書留郵便で提出期限までに (1) の場所に到達しなければならない。)

イ 開札の日時及び場所 令和 2 年 (2020) 年 6 月 5 日午前 10 時栃木県警察本部庁舎 2 階第 2 会議室

(4) 入札方法 1 の (1) の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 入札書に記載する金額については、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札参加申請

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

令和2(2020)年3月27日から同年5月22日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(1)に書面により持参すること。

イ 確認結果の通知

令和2(2020)年5月29日までに通知する。

4 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加する者は、価格、仕様が全て満たされている仕様書資料及び提案する提案書資料をもって入札に参加し、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第154条の規定により設定された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格に基づき算出して得た点数(以下「価格点」という。)に仕様書資料及び提案書資料を評価項目に従い算出して得た点数(以下「技術点」という。)を加えた点数(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、それらの者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 落札者の決定基準

ア 価格点は、次の式により算出する。(小数点第2位を四捨五入)

価格点 = $(1 - (\text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格})) \times 300$

イ 技術点は、基礎点と評価項目における加点を総じて得られた合計点で算出する。

(ア) 基礎点は、仕様書資料が仕様の全てを満たしている場合に、100点を与える。

(イ) 加点は、提案書資料を評価項目ごとに評価を行った結果から算出して、最大600点を与える。

配点に評価を乗算(評価A(×1.0)、評価B(×0.75)、評価C(×0.5)、評価D(×0.25)、評価E(×0))して算出する。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、栃木県警察本部警務部会計課で交付する栃木県警察通信指令システム仕様書に基づき作成した機器等リスト、仕様書資料及び提案書資料を提出すること。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書及び指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 資料のヒアリング 提出された資料等のヒアリングを行う場合がある。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Tochigi Prefectural Police Management System for Communication Instructions, 1set.
- (2) Time and Date of bidding:
10:00 am, June 5, 2020
- (3) Information is available at:
Treasurer Section

Finance Division Department of Police Administration

Area Department Tochigi Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi Japan 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

(警察本部警務部会計課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日 (随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 ⑥落札価格 (随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由 (随意契約の場合) ⑩指名業者名 (指名競争入札の場合) ⑪落札方法 (競争入札の場合)

- 1 ①栃木県本庁舎で使用する電気 予定使用電力量 6,649,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 2 (2020) 年 2 月 13 日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町 1-1-3 ⑥92,846,477円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元 (2019) 年 12 月 24 日 ⑨最低価格
- 2 ①栃木県河内庁舎外 57 施設で使用する電気 予定使用電力量 13,531,500kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 2 (2020) 年 2 月 13 日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町 1-1-3 ⑥221,917,080円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元 (2019) 年 12 月 24 日 ⑨最低価格
- 3 ①栃木県水産試験場・なかがわ水遊園外 1 施設で使用する電気 予定使用電力量 3,940,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 2 (2020) 年 2 月 13 日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町 1-1-3 ⑥62,015,597円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元 (2019) 年 12 月 24 日 ⑨最低価格
- 4 ①栃木県立栃木工業高等学校用実習用機械 4 尺旋盤 15 台 ②栃木県立栃木工業高等学校 栃木県栃木市岩出町 129 ③購入等 ④令和元 (2019) 年 12 月 6 日 ⑤藤井産業株式会社 栃木県宇都宮市平出工業団地 41-3 ⑥59,400,000円 ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
- 5 ①栃木県立栃木工業高等学校用実習用機械 6 尺旋盤 5 台 ②栃木県立栃木工業高等学校 栃木県栃木市岩出町 129 ③購入等 ④令和元 (2019) 年 12 月 6 日 ⑤藤井産業株式会社 栃木県宇都宮市平出工業団地 41-3 ⑥41,800,000円 ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 3 月 27 日

栃木県産業技術センター所長 平 出 孝 夫

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日 (随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 ⑥落札価格 (随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由 (随意契約の場合) ⑩指名業者名 (指名競争入札の場合) ⑪落札方法 (競争入札の場合)

- ①栃木県産業技術センター等で使用する電力 予定使用電力量 2,570,200kWh ②栃木県産業技術センター 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-20 ③購入等 ④令和 2 (2020) 年 2 月 6 日 ⑤株式会社 F-Power 東京都港区芝浦 3-1-21 ⑥44,032,586円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元 (2019) 年 12 月 24 日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月27日

栃木県下水道管理事務所長 菊池 浩

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第12回目 購入見込数量204kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月20日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥66.33円(1リットル単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成31(2019)年1月15日 ⑩最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第1回目 購入見込数量204kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年3月12日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-14 ⑥50.38円(1リットル単価) ⑦一般競争入札 ⑧令和2(2020)年1月14日 ⑩最低価格
- 3 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター包括的維持管理業務委託 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月19日 ⑤ウォーターエージェンシー株式会社栃木営業所 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥1,089,000,000円 ⑦随意契約 ⑧令和元(2019)年12月10日 ⑨地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 4 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センター包括的維持管理業務委託 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月19日 ⑤栃木公営企業株式会社 栃木県宇都宮市明保野町3-16 ⑥1,069,200,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月10日 ⑩最低価格
- 5 ①栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月19日 ⑤水ingAM株式会社北関東営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-252 ⑥292,600,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月10日 ⑩最低価格
- 6 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力 2,854,740kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥49,099,579円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格
- 7 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力 3,388,270kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥57,243,769円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格
- 8 ①北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力 2,376,905kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥38,934,456円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格
- 9 ①鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力 8,473,150kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥138,572,886円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格
- 10 ①渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力 2,742,100kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナ

ジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥44,611,255円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格

11 ①渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力 2,533,200kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥41,881,401円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格

12 ①下水道資源化工場で使用する電力 6,591,700kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和2(2020)年2月13日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥107,385,485円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年12月20日 ⑩最低価格

(会計局会計管理課)